

NACCS パック検証サービス実施要領

(目的)

第1条 この「NACCSパック検証サービス実施要領」(以下「実施要領」という。)は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(以下「センター」という。)が提供するNACCSパック検証サービス(以下「検証サービス」という。)について、「NACCSパック検証サービス利用契約約款」の規定に基づき、仮申込みから「NACCSパック検証合格通知書」(以下「合格通知書」という。)を交付するまでの手続きについて必要な事項及び検証サービスを利用したい者(以下「申込者」という。)が負担すべき経費について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 実施要領においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。

- (1) 規程 センターが運営するNACCSの利用に関し、必要な事項を定めることを目的に規定された「システム利用規程」(平成20年10月1日、業務関連規程第1号)のことをいう。
- (2) 輸出入・港湾関連情報処理システム 規程第2条第4号に規定する電子情報処理組織をいう。
- (3) システム利用契約 規程第2条第6号に規定するものをいう。
- (4) システム利用契約者 規程第2条第7号に規定する者をいう。
- (5) センターサーバ 規程第2条第8号に定める電子計算機をいう。
- (6) 利用者システム 規程第2条第9号に規定するものをいう。
- (7) 民間システム 規程第2条第10号に定めるものをいう。
- (8) ネットワーク基幹網 規程第2条第11号に定めるものをいう。
- (9) アクセス回線 規程第2条第12号に定めるものをいう。
- (10) 専用線接続 規程第2条第13号に定める接続方式をいう。
- (11) ブロードバンド接続 規程第2条第14号に定める接続方法をいう。
- (12) インターネット接続 規程第2条第15号に定める接続方法をいう。
- (13) パッケージソフト 規程第2条第18号に定めるソフトウェアをいう。
- (14) 検証サービス 申込者が、NACCSパックとして認定されることを目的として、センターの指示に従い当該認定に必要なパソコン及び納付書を印刷する予定のプリンタ(以下「検証依頼プリンタ」という。)を自己の負担で準備し、センターが有償により各種の動作確認(以下「検証」という。)を行うことをいう。
- (15) NACCSパック センターが提供するパッケージソフトをインストールしたパソコン及び検証依頼プリンタに対し、センターが検証を行った結果、合格通知書が交付されたパソコン及び納付書印刷用プリンタの推奨セットをいい、パソコンまたはプリンタ単体ではNACCSパックとは認められない。
なお、パソコンについてはセンターの定める推奨動作環境(NACCS 掲示板で公表する動作確認環境)を満たしていることが必要である。
- (16) 納付書印刷用プリンタ センターが日本銀行OCRで正確に読み取り可能なOCRの印字(OCR-Bフォントを使用)が出力できることを検証した結果、合格通知書が交付されたプリンタをいう。
- (17) OCR-Bフォント OCR装置で読みとれるように日本工業規格(JIS規格)で規格化されたフォントをいう。
- (18) 合格通知書交付者 第11条第1項において合格通知書を交付された申込者のことをいう。
- (19) 書面検証サービス 第4条に規定するものをいう。
- (20) 実機検証サービス 第5条に規定するものをいう。

(検証サービスの種類)

第3条 検証サービスは、海上システム及び航空システムの両システムを対象とした検証を実施するものと

し、いずれか一方のみのシステムを対象とした検証は実施しないものとする。また、処理方式においても、netNACCS処理方式、メール処理方式（ゲートウェイコンピュータを使用）及びインタラクティブ処理方式の全ての処理方式の検証を実施するものとする。

- 2 検証サービスは、「書面検証サービス」と「実機検証サービス」の2種類とする。
- 3 検証サービスは、原則として「実機検証サービス」によるものとする。なお、合格通知書交付者に係る合格通知書の交付を受けた機器構成から、以下の機器が仕様変更になった場合のみ「書面検証サービス」によるものとする。この場合、申込者と合格通知書交付者は同一の者とする。
 - (1) ハードディスク（容量が減少する場合または構成が変更になる場合（RAID・HDDからSSD等）は不可）
 - (2) メモリー（容量が減少する場合または構成が変更になる場合（1枚から2枚等）は不可）
 - (3) CPU（同一CPU（同一コア）のクロックアップのみ）
 - (4) プリンタ（プリンタ側の変更「NACCSプリンタパック検証サービス実施要領第3条第2項」に準ずる）
- 4 センターは、申込者に係る検証サービス料金がセンターに対して支払われたことを確認した後でなければ、検証サービスを実施しないものとする。

（書面検証サービス）

第4条 申込者は、書面検証サービスを利用する場合には、合格通知書交付者に係る合格通知書の交付を受けた機器構成とセンターのホームページ等に掲載している「NACCSパック検証サービス利用契約申込書」（以下「申込書」という。）に入力された機器の性能が明確に比較できる資料（カタログのスペック表等）を申込書に添付し、センターに対して提出するものとする。なお、センターは申込者から提出された資料は返却しないものとする。

（実機検証サービス）

第5条 申込者は、実機検証サービスを利用する場合には、検証に必要な機器をセンターが指定した搬入日時にセンターの指示どおりに搬入するものとする。なお、搬入日時までに搬入が行われなかった場合は、センターは当初予定していた日程で検証サービスを実施することなく、別途日程を調整するものとする。

- 2 申込者は、検証を行った機器をセンターが指定した搬出日時までに搬出するものとする。なお、搬出日時を過ぎても搬出が行われなかった場合、センターは外部の業者へ当該検証機器の保管を依頼するものとし、申込者は当該機器の搬出、保管などに要した一切の費用をセンターに対して支払うものとする。

（仮申込み）

第6条 申込者は、予め必ず仮申込みを行うものとする。

- 2 仮申込みにあたっては、センターのホームページ等に掲載している「NACCSパック検証サービス利用契約仮申込書」（以下「仮申込書」という。）をダウンロードして利用することとし、必要事項を入力の上仮申込書を電子メールによりセンターヘルプデスク宛に送信するものとする。なお、検証サービスは、1台のパソコンと1台の検証依頼プリンタの組み合わせを最小の単位（1セット）として取り扱うものとしているため、1セットにつき仮申込書1枚の入力が必要であることに留意するものとする。
- 3 仮申込書への入力にあたり、検証希望日は仮申込書の送信日から15営業日（注）以上先であり、かつ、3ヶ月以内のセンターの営業日を入力することとする。

（注）土曜日、日曜日、祝日、休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。
- 4 センターは、仮申込みを行った者（以下「仮申込者」という。）が送信した仮申込書の内容について、入力漏れ、入力誤り等がある場合には、仮申込者に対して仮申込書の訂正又は再度送信を指示するものとする。
- 5 センターは仮申込書の内容に誤りがない場合には、仮申込書の内容に基づき実施する検証サービスの内容を確認するとともに、利用の対価として、センターが検証を実施するために必要な経費（以下「検証サービス料金」という。）を仮申込者に対し、通知するものとする。

(申込み)

第7条 申込者は、前条の仮申込みを行った後申込みを行うものとする。

- 2 申込みにあたっては、センターのホームページ等に掲載している申込書をダウンロードして利用することとし、必要事項を入力の上申込書を郵送によりセンター担当部課宛に送付するものとする。なお、検証サービスは、1台のパソコンと1台の検証依頼プリンタの組み合わせを最小の単位（1セット）として取り扱うものとしているため、1セットにつき申込書1枚の入力が必要であることに留意するものとする。
- 3 申込書への入力にあたり、検証希望日は申込書の送付日から10営業日以上先であり、かつ、3ヶ月以内のセンターの営業日を入力することとする。
- 4 センターは、申込者が送付した申込書の内容について、入力漏れ、入力誤り等がある場合には、申込者に対して申込書の訂正又は再度送付を指示するものとする。
- 5 センターは、申込書を受理した場合には、申込書の内容に係る検証サービス料金について、請求書を申込者に対し、5営業日以内に送付するものとする。

(実機検証サービス料金)

第8条 実機検証サービスに係る検証サービス料金は、1セットから4セットまでについては次の表のとおりとし、5セット以上については、増加するセット数に応じて1セットから4セットまでの料金をそれぞれ加算するものとする。

1セット	2セット	3セット	4セット
143,397円	220,130円	296,864円	373,597円

(表示金額には消費税は含まれない)

(書面検証サービス料金)

第9条 書面検証サービスに係る検証サービス料金は、1セットから4セットまでについては次の表のとおりとし、5セット以上については、増加するセット数に応じて1セットから4セットまでの料金をそれぞれ加算するものとする。

1セット	2セット	3セット	4セット
39,538円	55,728円	71,918円	88,108円

(表示金額には消費税は含まれない)

(検証サービス料金の支払い)

第10条 申込者は、センターから検証サービス料金の請求を受けたときは、センターが指定する期日までに当該請求書に基づき所定の方法でセンターに対し支払うものとする。また、支払い期限までに検証サービス料金の入金を確認できない場合は、仮申込書から再度申込みするものとする。

(実機検証サービス後の再検証の対応)

第11条 実機検証サービス後の再検証は、検証結果が不合格であったものに対し、再度検証が必要である場合に対応する。また再検証費用については、第8条または第9条の検証サービス料金を第10条に定める期日、方法で申込者がセンターに対し支払うものとする。また、再検証機器の搬入、搬出費用については申込者が負担するものとする。

(合格・不合格の通知)

第12条 センターは、申込者に対し検証日より概ね3ヶ月以内に可否の通知を行うものとする。また、合格となった場合には「合格通知書」を交付するとともに、センターが運営するホームページ等にその内容を掲載するものとする。

2 特定の処理方式において不合格となった場合には、センターは不合格した処理方式が判るように記載した「不合格通知書」を交付し、センターから申込者に対し通知する。

(NACCSパックベンダーの新規参入と撤退について)

第13条 申込者が新規にNACCSパックベンダーとして参入する場合は、NACCSパックの検証に合格し、合格通知書の交付を受け、センターのホームページ等に掲載されたことをもって正式に新規NACCSパックベンダーとして参入を認めるものとする。また、NACCSパックベンダーを撤退する場合は、事前にセンターにメールまたは書面等で申し出を行い、センターのホームページ等にあるNACCSパックベンダー情報から削除されることをもって撤退とする。

(実施要領の変更)

第14条 センターは、申込者の了承を得ることなく、実施要領を随時変更・改訂することができることとし、申込者はこれを承諾するものとする。なお、この場合には、申込者の申し込みに係る事項について改定後の実施要領を適用するものとする。

2 変更後の実施要領については、センターが別途定める場合を除き、センターのホームページ等に掲載した時点より、効力を生じるものとする。

(準用規定)

第15条 申込者の責に帰すべき内容により検証サービス料金以外の費用をセンターが負担した場合には、センターは申込者に対し当該負担した費用を請求するものとし、その請求については、第10条の規定を準用するものとする。

附則（平成21年7月1日）

（実施期日）本実施要領は、平成21年7月1日より適用する。

附則（平成30年1月19日）

（実施期日）本実施要領は、平成30年1月19日より適用する。

附則（平成30年2月9日）

（実施期日）本実施要領は、平成30年2月9日より適用する。

附則（令和元年7月17日）

（実施期日）本実施要領は、令和元年7月17日より適用する。

附則（令和3年7月6日）

（実施期日）本実施要領は、令和3年7月6日より適用する。